

注記事項：セグメント情報の注記の追加について（意見）

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

一般社団法人日本私立大学連盟

- 日本私立大学連盟としては、すでに第 3 回検討会への意見において申し上げているように、ガバナンス・コードにおける透明性の観点から、何らかのセグメント情報の作成・公表を進めることが望ましいとしている。好ましからざる弊害を抑止し、ステークホルダーへの説明責任をよりよく果たすべく、適度で適切な制度設計を求めている。
- そもそも学校法人のセグメントは「事業拠点別の内訳区分」に過ぎず、企業会計のような「独立採算単位（法的経済的実体）の区分」とは異なっており、これに対して業績評価（採算性）や資源配分（事業の選択と集中）といった企業会計目線を招くことはステークホルダーを誤導しかねない。これを回避する説明を、区分方法とともにしておくことが肝要である。
- これまでのセグメント情報の開示に関する議論では、セグメント情報の開示による「表面的な数値の先走り」「風評被害」等の弊害が指摘されてきた。その点が常に開示反対の主たる論拠であったことは、これまでの議論で明らかである。とくにインターネットでの計算書類の公表が求められる大臣所轄学校法人においては、セグメント情報が「何人も」知りうるどころとなるので、伝わり様によってはステークホルダーの誤解や誤導を招く恐れがあることは事実である。
- また、入学政策上の必要から、あるいは認可において義務付けがなされている等の事情により、設置されている附属校・付置研究所・付属病院等については、法人・大学・学部等と一体不可分の拠点・組織として認識されている。それゆえ、それ自体としての収支均衡は問題とされず、より大きな単位組織の一環として管理・運営され、今後も維持されることが当然視されている場合が少なからずある。
- さらに今後、経営困難になった組織（法人や学校）を、別な学校法人がグループ内に吸収し、その維持・発展を図るという場合が想定される。この場合、教員組織整備やキャンパス整備等の先行投資により吸収したセグメントの短期的な収支均衡が図れず、全体的・長期的な収支均衡を期して運営を続ける必要がある場合が少なからず生じるだろう。

- このような事態も想定し、不必要なガバナンス上の負担を生じさせないためには、次のような「断り」を、セグメント情報の注記に加えてもよいことにしておくことが、セグメント情報開示の促進に資するのではないかとと思われる。

「仮に一部のセグメントが短期的に収支均衡を欠いていたとしても、当該セグメントは当学校法人の経営において不可欠な一部を担っており、全体的あるいは長期的な収支均衡を期して運営を継続するものである。なお、当法人の収支均衡は全体として健全な水準で維持されている。」

- このような「断り」を、必要であれば、セグメント情報の注記の「1.」の後か、「2.」の後に付記しておけば、セグメント情報の開示による風評被害、あるいはガバナンス上の不必要な負担を軽減できるのではないかと考えられる。
- なお、上記の「付記」は、すでに、「第3回資料3」の「注記事項記載例」の「(注) 1.」で言われている、「セグメント情報は拠点区分別（設置学校・付属施設別）の収支情報内訳を示すものであり、理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報ではない」という内容を、別な側面から言い換えたものである。ゆえに、「屋上屋を架す」「重複である」とも考えられるが、「表面的な数値の先走り」「風評被害」等の弊害を抑止し、説明責任を果たす上での一助となりうる。
- 学校法人の独自の建学理念にもとづく経営意思決定をセグメント情報開示が妨げる働きをすれば、制度設計として本末転倒である。情報開示によりステークホルダーとの対話が進み、創意あふれる事業展開が促進されるものとして充実が図られることが大切である。

以上